

大和市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

### 大和市規則第 3 3 号

大和市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(大和市建築基準法施行細則の一部改正)

第 1 条 大和市建築基準法施行細則（平成 1 2 年大和市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「第 1 8 条第 3 項」を「第 1 8 条第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 6 条中「第 6 条の 2」の次に「又は第 1 8 条第 4 項」を加える。

第 8 条から第 1 0 条まで、第 1 1 条第 1 項及び第 1 6 条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 1 7 条中「第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、「完了したとき」の次に「、並びに特定工程に係る工事を終えたとき」を加え、「法第 7 条第 1 項」を「省令第 4 条第 1 項」に改め、「完了検査申請書」の次に「又は省令第 4 条の 8 第 1 項に規定する中間検査申請書」を加える。

(大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 1 9 年大和市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「第 1 8 条第 4 項」を「第 1 8 条第 5 項」に、「第 1 8 条第 1 0 項」を「第 1 8 条第 1 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項」を「第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項」に、「第 1 2 条第 6 項又は第 1 3 条第 7 項」を「第 1 1 条第 6 項又は第 1 2 条第 7 項」に改める。

(大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第 3 条 大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 2 7 年大和市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「及び第 1 8 条第 1 8 項」を「又は第 1 8 条第 2 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大和市公印規則の一部改正)

- 2 大和市公印規則（平成 1 8 年大和市規則第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表建築監視員印の項の次に次のように加える。

|                |         |                         |                                      |         |            |        |   |                  |
|----------------|---------|-------------------------|--------------------------------------|---------|------------|--------|---|------------------|
| 建築<br>副主<br>事印 | 8－<br>3 | 建築副主事<br>名をもって<br>発する文書 | <div>大 和 市<br/>建 築 副<br/>主 事 印</div> | てん<br>書 | 正方形<br>2 1 | 木<br>印 | 1 | まちづくり部<br>建築指導課長 |
|----------------|---------|-------------------------|--------------------------------------|---------|------------|--------|---|------------------|